

書 評

田村安興『日本中央市場史研究』

梶 谷 光 晴

日本の中央卸売市場制度についての経済史的研究の著作は、既に4冊刊行されているが、これにもう一冊、田村安興『日本中央市場史研究』（高知大学経済学会研究叢書第2号、1994年4月、それとは別に清文堂から市販されている）が加わった。

まず同書の内容を目次を示して紹介しよう。

序章 課題と方法

第Ⅰ部 中央市場史の背景

- 第1章 市場史の理論仮説に関する検討
- 第2章 大正期食料問題の経済的位置
- 第3章 公設屠場・家畜市場政策の成立過程
- 第4章 日本地方公益事業政策と地方改良運動
- 第5章 わが国と欧米諸国の市場政策

第Ⅱ部 中央市場成立過程の実証研究

- 第6章 高知県市場規則と卸売市場流通
- 第7章 高知市中央卸売市場開設をめぐる利害関係と政争
- 第8章 高知市中央卸売市場開設後の単複問題
- 第9章 京都市中央卸売市場開設期における魚問屋と漁業資本
- 第10章 京都市中央卸売市場の開設と商人資本統合
- 補論 京都市における青果物市場（野市）の成立過程
- 結章 課題の展開と結論

藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的研究』（1972年）が、生鮮食料品の卸売市場および公設小売市場の経済史的研究のさきがけで、拙著『中央卸売市

場の成立と展開』(1977年)は、中央卸売市場の具体的成立過程の諸問題と現状の取引問題を大阪と東京に焦点を当てて考察した。その後中村勝『近代市場制度成立史論』(1981年)は、主に中央卸売市場発足までの日本の近代生鮮食料品市場制度の成立過程を、市場統計資料等を駆使して、政策史的観点から研究している。また原田政美『近代日本市場史の研究』(1991年)は、前三者の研究を継承しつつ、市場公設制の歴史の実証分析を中心に市場史を社会的再生産構造に位置づけるという研究姿勢が現れている。

こうした先駆的業績を批判的に継承しつつ、田村氏の今回の業績は、中央卸売市場に焦点を当て、政府特に内務省の近代日本の統制主義的社会経済政策の一環という観点から、卸売市場制度構築過程を克明に分析し、さらに日本初と二番目の京都市(1927年)と高知市(1930年)の中央卸売市場の成立経過、それに後者の現在の取引問題や卸売業者単複問題を詳細に明らかにし、補論として京都市の野市の歴史と中央卸売市場との関係にも論及し、これまでの研究を深化・発展させると同時に、独自の研究成果を上げられた好著である。

第1章では、中央卸売市場に収容された前期的商業資本が「手数料商人化」したとして、これを近代的商業資本であるとする戦後農業経済学の市場研究者の見解を批判的に検討している。第2章では、中央卸売市場法成立期における食料問題を、統計数値の分析から明らかにしている。第3章では、日本の家畜市場・屠場は、取引の前近代性と不衛生による弊害が多く、欧米型の市場制度を導入せよという声が強かったため、屠場・家畜市場関係法が、他の市場制度に先んじて成立した過程が明らかにされている。第4章と第5章では、我が国の中央卸売市場政策の出発点である日露戦後期の都市社会政策と地方公益事業政策の争点を考察し、第5章では、中央卸売市場をめぐる内務省と農商務省との対立、大野勇等の官僚のパリ中央卸売市場を中心とする欧米市場の視察調査報告の内容紹介と、市場史の国際比較をしている。第6、7、8の3章では、高知県市場規則、高知市中央卸売市場の成立過程及び、現在の水産物部の卸売業者単複問題を明らかにし、第9章では、京都市中央卸売市場における卸売業者単複問題をめぐる魚問屋と水産資本との利害対立、第10章は京都市中央卸売市場の成立過程と開場後の取引内容、補論では、京都市の特色である野市(青

果物の地方卸売市場）と立売人の歴史を詳細に分析している。

以上のように第5章までの第I部では、卸売市場政策史を、後半の5章は、高知市と京都市の中央卸売市場成立史を詳細に分析し、これまでの研究を深化・発展させた本書の価値は非常に高く評価できよう。

特に中央卸売市場の商業資本の手数料商人化をもって近代的商業資本とする安易な概念規定を批判し、事実に基づく理論化の必要を指摘したこと、福田敬太郎の『市場政策原理』（1932年）と『卸売市場制度50年史』（1979年）と中村勝『近代市場制度成立史論』以外に取り上げられなかった、明治期に既に法制化された屠場法と家畜市場法の成立過程と法律の内容を分析し、これを卸売市場政策史に正当に位置付け、公的規制下の卸売市場制度のさきがけとなった重要性を明らかにした功績は大きい。また内務省の影響力の卸売市場政策史に占める重要性を強調されているが、この点については、後に私見を述べることにする。

研究の進展とともに、今まであいまいであった点や、不明な事柄が明らかにされるのは当然であるが、同時に個々の事実の発掘が自己目的化しないために、現状の問題解明との関連性を意識すること、また商業資本の段階的理論の解明を目指す必要があるだろう。

特に日本の卸売市場の特徴である委託・競売制度の各地の歴史的事実の発掘と理論分析が、市場史研究の眼目の一つであるが、その点では、高知県の水産市場及び京都市の野市（青果物卸売市場）では、近世以来糶売・入札売を実施していることを明らかにしている。ともあれ正確な事実の蓄積が前提になればならず、この意味では大きな成果を上げていると言えよう。また具体的な歴史を見て行くと、個人の役割がクローズアップされることが多いが、この分野では、高知県出身の大野勇が大きく浮かび上がってくる。生前評者が大野氏にお会いしたが、偶然田村氏も高知県出身で、しかも京都で学生時代を過ごされた意味でも思入れが大きいようであるが、その点では客観的立場にある評者から見ても、世界的に最も進んだ日本の中央卸売市場の生みの親で、そのモデルとなった京都市中央卸売市場を、日本で最初に実現し、さらに多数の著作を残した大野勇の業績は、市場研究者ならば周知の偉業である。

本書の解明した問題について、評者の私見を混じえて検討しよう。

まず第1章市場史の理論仮説に関する検討で、卸売業者が糶せりを実行する手数料商人となったことが、問屋という前期的商業資本の近代的商業資本への転化であるとする通説を批判的に検討し、根拠薄弱の事実誤認として退けている。

委託・糶は日本の卸売市場では江戸期から実行されていること、そして手数料は、古今東西1割前後に均一化されており、官僚がこれを中央卸売市場の取引システムとして継承したので、何も目新しいことではないとして、これを根拠に、問屋商業資本の近代化を主張するのは誤りであるとしている。

そうした事実だけを見れば、何らの変化も生じなかったように見えるが、この制度を永続させるために多数の問屋を一社に統合し、多数の仲卸業者を主要な糶参加者とする他国に見られない日本の卸売市場システムが形成されたことの革新性・独自性は強調できよう。そしてこのシステムは、公正な競争原理を發揮する理想的な市場組織となったことは、田村氏も認められているのではなかろうか。中央卸売市場法が、問屋という何割もの暴利を貪る悪玉を、法的に1割以内に規制された暴利を貪れない善玉の手数料商人に変化させたとする認識は、田村氏の主張されるように誤りである。例えば、京都市中央卸売市場の卸売業者が1割の手数料を引下げたり、出荷奨励金の率を上げるのではなく、逆に買手の完納奨励金の率を2分から3分に上げることを生産者側が主張したことや、卸売業者の単数化で、それまでの多数の問屋の荷引競争による、荷主へのサービスや金銭支出を節約して経営の安定化が実現して救われたのは、問屋側であったことが、それを物語っている。

もちろん荷主側も、価格変動のリスクを負う反面、自己の荷物が公正な公開取引で評価され、仕切改竄を防止する監視も価格の公開で可能となり、そうした意味で荷主側の望んでいた近代的な流通システムが実現したことは、評者のみならず多数の論者も認めている。したがって中間マージンや手数料の取分を争う、荷主と市場商人との力関係という観点からの、手数料商人化即近代的商業資本誕生とする発想は空論であるとする田村氏の主張が当たっている。しかし糶売を永続的に実行可能な日本の中央卸売市場システムと、その担い手としての卸売業者と仲卸業者の存在形態の旧市場業者との断絶は大きく、卸売業者の

株主は仲卸業者であり、卸売業者ことに単数制卸売業者は、仲卸業者の共同出資した荷受機関＝単なる利益追求魂を昇華した市場会社となった、日本独自の卸売商業資本形態の先進性・独自性に注目すべきであろう。

以上のように手数料商人の卸売業者と差益商人としての仲卸業者とを、機能と形態ではっきり分離した卸売市場制度を分析すれば、こうした結論が引き出されることは、既に拙著『中央卸売市場の成立と展開』第5章で明らかにしているので、参照いただければ幸いである。

次に田村氏は、日露戦争後の治安維持のための社会政策の、ヨーロッパ特にドイツをモデルにした内務省の統制主義的都市改良事業の一環が、公設卸売市場設立であり、さらに道府県市場取締規則による市場統制策と各地での卸売問屋合併運動、それを国法で全国主要都市に中央卸売市場を設置することで大規模に促進することを目指した中央卸売市場法であるとしている。さらに実際に中央卸売市場成立過程で卸売業者単複問題が起こったが、品目別単数制度が東京以外の京都・高知・横浜・大阪・神戸・鹿児島・佐世保の各中央卸売市場で実現したのは、内務省の強力な行政指導のしからしむるところであるとして、日本の統制主義的中央卸売市場制度が成功したのは、明治以来の一貫した内務省の強力な政策があったからであるとされている。内務省は戦後解体したが、現在の自治省・建設省・労働省・警察庁・国家公安委員会・総務庁を兼ねた軍部を除けば現在からは想像もできない強大な国家権力装置で、内政の主要部分を抑えていたので、田村氏の主張は大筋の流れとしては賛成できる。

しかし、卸売市場制度の具体的内容について見ると、業者側が内務省の権力に屈従したと思いがちであり、本書においても、明治期から衛生・警察取締という内務省本来の市場統制策だけではなく、一地区一市場制度、委託・競売規定など取引にかかわる市場制度を備えた市場規則が各地で出現したのは、内務省の行政指導によるものとしている。特に農産物の共同出荷組合や家畜市場、水産物の産地市場の増加は、内務省の指導の結果であることを、田村氏が明らかにされている。しかしこの行政指導というのは、明示された法令に基づくものではない官僚主導の外には漏れにくい内部指導で立証困難なことが想像できる。本書でも、直接立証する資料は明示されず、内務官僚や社会政策学者の論

文などから論証するしかなかったことから、その困難さが推察できる。

本書の分析している高知市中央卸売市場成立以前の旧市場が、既に一市場一卸売業者制を実現したが、一市場への統合過程においても、内務省が指導したという証拠は示されていない。また市場規則に委託・競売規定のあるものが明治期にも十数例出現するが、そうした府県では、内務省の行政指導によるものと仮定しても、一方的に強制されて導入したのではなく、これを受け入れる下地が業者側にもあった場合、即ち業者自身がこの方法で取引する市場が近世以来多数あり、これが反映して市場規則の卸売市場の定義として使用されたのであり、相対売を糶に強制変更させようとする意図ではない。従って大都市の大市場が所属する府県には適用されず、また卸売業者の統合も業者の利害が一致したために主体的意思で行われたことは、大正元年の『重要魚市場調査』からも分かる。従って統制主義的経済政策を志向する内務省をはじめとする行政当局も、これに異存がなかったというのが真相であろう。

これに対し大都市の大市場は、江戸時代から集団的問屋街を形成し、初期の問屋数が少数の時期には糶を実行したが、問屋数が増し競争が激化すると相対取引で利益を確保するようになり、明治以降糶を実施したのは、大市場では名古屋の熱田魚市場と大阪の雑喉場魚市場位であったが、地方都市の中小規模市場では問屋が単数か二・三軒が多く、江戸期からかかる少数卸売業者が多数の買手に敏速に卸売するには、糶か入札の公開取引が取引の実際から自然発生的に実行されている。こうした地方の取引実態は、行政側の志向する市場像と一致し、これを大正期になり、食料問題が深刻になった大都市の問屋集合市場にも実現しようとして成功したのが、日本の中央卸売市場法であった。

また明治末から大正期になり各種の市場改革の内務省案が提示された。すなわち明治41（1908）年の食品市場法案、大正7（1918）年の公設生活必需品市場法案要旨、大正11（1922）年の内務省社会事業調査会答申の中央市場設置要綱で、特に中央市場設置要綱の骨子が中央卸売市場法に生かされその母胎となったことは、内務省の志向する統制主義的市場管理政策が実現したと言えよう。しかし農商務省も大正元（1912）年の生産調査会の魚市場法案に一地区一市場一卸売業者と委託・競売制を盛り込んだ日本の卸売市場制度という市場統制策

を提案しており、内務・農商務両省の若干の意見の相違や所管争いにもかかわらず、結局これが実際の中央卸売市場に実現したことは、両省の意図と業界の多数意思が一致して実現したことになる。

中央卸売市場の取引規則を国家的に規制することは、世界的に、日本だけが成功した統制政策であるが、この成功は、単に国家の意思を一方的に強制するのではなく、政府の長年の研究により、市場の取引実態と市場業者の多数意見を取り入れ、業界の協力を得ることができたために、稀にみる成功を収めた近代日本の快挙であったと評価できよう。

しかもこの日本の卸売市場制度の原点から著しく逸脱し、不公正取引の横行しているのが現在の日本の市場流通の姿で、この原点への回帰が、問題の解決策として大いに貢献し実行性があるというのが評者の見解である。しかし現在の多数意見は、近代の傑作ではあっても現在は時代遅れの窮屈な制度であり、この規制を緩和あるいは撤廃することが、現実的であるとしているが、それではますます不公正取引を助長・促進するだけである。田村氏も、この意見であることは、本書の結論の末尾で、①大きく変貌しつつある市場をとりまく流通に柔軟に対応できないこと、②生鮮食料品を評価するシステムとしては余りに巨大になりすぎたこと、③中央卸売市場への過剰な公的規制が桎梏に転化しつつあること、④そしてこの公的規制によって商業資本の自由な競争が阻害される側面があること等を、今日の中央卸売市場を中心とする流通システムの問題点としていることから窺える。

しかしこの文章の直前では、「わが国の中央卸売市場を中心とする生鮮食料品流通機構は、多品種、多規格、大量の生鮮食料品の価格形成・流通システムとして、国際的に見ても他に例を見ない高度なものとなった」と絶賛されている。そうであるなら原点から逸脱した現状の中央卸売市場システムの問題解決は、規制緩和によりこのずれをますます大きくして、卸売市場制度を崩壊させるのではなく、原点に復帰する公正取引の実現による本来の姿に建直すべきとする見解になるはずである。従って中央卸売市場の取引規制を緩和・撤廃しなければ、市場を見捨て相手にしないぞと脅迫する場外勢力に迎合して、現物公開取引から商物分離という卸売市場制度を否定する流通政策に転換しようとする

る農林水産省と、無責任な規制緩和や撤廃を言いつのる業者・マスコミ・学界の体質や見解に批判の矢を向けるのが筋である。というのはこの見解が真実ならば、場外勢力はとっくに中央卸売市場を離れて独自のシステムを開発しているはずであるが、それよりも市場業者を従属させ、公的施設にタダ乗りして利潤追求することの方をよしとする利己的で虫のよい発想であり、これに迎合することなど論外というのが、評者の見解である。この問題については、拙稿「中央卸売市場の取引改革問題」（『愛知学院大学論叢商学研究』上，中，下，第37巻第3号，4号，第38巻第1第2合併号，1994年）で詳細に論じているので参照いただければ幸いである。